

議員提出議案第七号

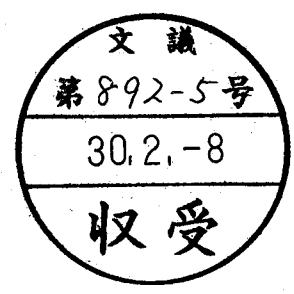
文京区入学支度資金の融資あつせん及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例
右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区議会議員

萬立幹夫
国府田久美子

関川今朝子
板倉美千代



文京区議会議長 殿

文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例
文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例（平成二十九年十二月文京区条例第二十七号）の
一部を次のように改正する。

第十一条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

私立高等学校等に入学する生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減し、子どもの貧困対策、経済的支援から制度
利用の抑制にならないようにするため、本案を提出いたします。